

学校の休校延長に伴う通学定期乗車券の 「特例払いもどし」について

新型コロナウイルス感染拡大による一部学校の休校延長の発表ならびに、他の学校においても休校延長の可能性があることから、すでに新年度用の通学定期乗車券を所持されている方を対象とする特例払いもどしを実施いたします。

記

1. 取扱期間

2020年4月6日（月曜日）から

※取扱い期間は、通学定期乗車券発行日（購入日）の翌日から起算して1年以内といたします。

2. 払いもどし場所

京阪線・大津線の各定期券うりば（係員対応窓口）

3. 特例払いもどし対象のお客さま

○新年度用の通学定期乗車券を所持されている方のみ

休校延長となった小学校・義務教育学校・中学校・中等教育学校・高等学校（専攻科・別科も含む）・高等専門学校（前期課程）・高等専修学校・特別支援学校（小学校、中学校、高等学校に準じた学習課程）の通学定期券をお持ちのお客さま

※大学や専門学校を除きます。

4. 払いもどし方法

○通用開始日以降、未使用の場合に限り特例払いもどし対応いたします。

(1)払いもどし申し出日に関わらず通用開始日に遡り適用いたします。

(2)払いもどしにあたっては、**手数料220円**が必要です。

※[計算例：発売金額－手数料220円＝特例払いもどし額]

5. その他

(1)休校延長が解除された場合は、お早めに学生証、通学証明書をご用意のうえ、定期券発売所へお越しください。

(2)本年2月29日付で、お知らせしております「新型コロナウイルス感染拡大の場合に伴う特例払いもどし」は継続実施中です。新学期用の定期券購入時に定期券発売所でお申し出ください。

※詳しくは、駅係員までお問い合わせください。

以上